

助成事業名	地域活動支援事業（まちづくり推進事業）
助成主体	財団法人 北海道地域活動振興協会
事業目的	地域活動の振興を図るため、行政とのパートナーシップにより、住みよい地域社会の創造や地域の特性を生かした地域づくり活動などに要する経費の一部を補助することにより、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。
対象団体等	営利を目的としない団体で、市町村、学校、政治団体、宗教団体を除く団体とする。 ただし、特定非営利活動法人の場合にあっては、毎年度の事業終了後、定められた期限内に所轄庁へ事業報告書等を提出していること。
対象事業	補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、個性ある住みよい地域社会を創造するため、住民や行政、関係機関、団体等が連携し、新しい時代に相応しいネットワークづくりをめざした、先駆的で他のモデルとなる、次の事業とし、名称を「まちづくり推進事業」とする。ただし、国または道の補助金の交付を受けている事業を除く。 ア 地域に埋もれている素材を活用し、広く住民の参加を得ながら進める地域活性化の取り組み イ 先進事例を参考に、住民のさまざまな知恵や工夫を反映させながら進める地域活性化の取り組み
対象経費	補助対象の経費は、次に掲げる経費を除く。 （１）人件費（講師等の謝金等は人件費に含まれない） （２）備品購入費 （３）食料費（事業で提供する食事の原材料費を除く）
交付率・上限額等	補助率及び補助金の限度額等は、次のとおりとする。 （１）補助率：補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額以内の額 （２）限度額：予算の定める範囲内で、1団体につき30万円を限度
事業の対象期間	この事業の対象期間は、平成25年4月1日（月）～平成26年3月7日（金）までとする。
申請時期	例年、当該年度の6月～7月
新規採択事例（団体等）	
問合せ窓口	公益財団法人 北海道地域活動振興協会 TEL：011-261-0803
備考	財団法人 北海道地域活動振興協会は北海道の出資団体であるため、「地域づくり総合交付金」との併用はできません。